第六十二号議案

東京都漁港管理条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者　東京都知事　小池百合子

東京都漁港管理条例の一部を改正する条例

東京都漁港管理条例（昭和四十二年東京都条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「又は除去」を「若しくは除去」に改め、同条第三項中「一月（工作物等の設置を目的とする占用にあつては一年）をこえる」を「十年を超える」に改める。

第十一条第四項ただし書中「または」を「又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「または」を「又は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　前項本文の規定にかかわらず、第九条第一項の規定による占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の年度分に係る占用料は、毎年度、当該年度分を知事が指定する期日までに納付するものとする。

第十二条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「利用料等」とあるのは「土砂採取料等」と、同条第三項中「第九条第一項の規定による占用」とあるのは「法第三十九条第一項の規定による採取又は占用」と、「占用料」とあるのは「土砂採取料等」と、同条第四項中「利用料等」とあるのは「土砂採取料等」と、同条第五項中「利用料等」とあるのは「土砂採取料等」と、「利用者等」とあるのは「採取者等」と読み替えるものとする。

第十二条の二第四項中「から第四項まで」を「、第四項及び第五項」に、「第三項」を「第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十五条の四第三項中「第十一条」を「第十一条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定」に、「から第四項までの規定」を「、第四項及び第五項」に改める。

別表第一　一の項中

岸壁 物揚場	係留二十四時間までごとに総トン数一トンにつき	二円十銭

を

岸壁 物揚場	係留二十四時間までごとに総トン数一トンにつき	二円十銭
船舶給水施設	給水量一立方メートルまでごとに	八百二十八円

に改め、同項備考に次のように加える。

三　船舶給水施設を次に掲げる日又は時間に利用する場合の利用料については、五割増しとする。

ア　日曜日

イ　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

ウ　一月二日及び同月三日

エ　十二月二十九日から同月三十一日まで

オ　アからエまでに掲げる日以外の日の午前零時から午前八時三十分まで及び午後五時から翌日の午前零時まで

附　則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第九条、第十一条、第十二条、第十二条の二及び第十五条の四の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

漁港施設として船舶給水施設を設置するほか、規定を整備する必要がある。